

平塚市環境基本計画(平成29年度~平成38年度)

の進行状況に係る点検結果

平成30年11月 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、平成29年度の平塚市環境基本計画(平成29年度~平成38年度)の 進行状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

1 計画全般に対する評価

前期事業計画の5年間の1年目であった平成29年度において、134個の個別施策のうち、4 (目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合)以上の評価は127個となり、計画全体として9割以上の施策で目標達成と同等と考えられる実績を得られた。一方、3 (概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合)以下の評価も7個あり、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。また、5(目標を超える実績が得られた場合)の評価は22個あり、実績等を考慮し目標設定や取組内容の見直しを図り、さらに推進していただきたい。

評価施策分野	5	4	3	2	1		合計 (施策分野)
① 生活環境分野	2	13	1		1		16
② 自然環境分野	4	32	1				37
③ 都市環境分野	4	28	1	_	_	1	34
④ 地球環境分野	7	20	2	1	_	_	30
⑤ 環境保全活動等	5	12	_		_		17
合計(評価)	22	105	5	1	0	1	134

評価・・・5、達成率100%超、目標を超える実績が得られた場合

- 4、達成率80%以上100%以下、目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合
- 3、達成率50%以上80%未満、概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合
- 2、達成率10%以上50%未満、あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合
- 1、達成率10%未満、目標値を著しく下回った場合、計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合
- 一、その他、方針を変更又は廃止した場合、未実施又は実績等がでておらず評価できない場合

2 各施策分野に対する評価

(1)安全な生活環境を確保します(生活環境分野)

市民が安心で快適な生活を送るためには、日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止し、安全な生活環境を確保することが必要不可欠である。条例等に基づく事業の確実な実施は勿論のこと、大気や水質などのデータを収集し公表することにより、市民が安心して生活を送れるよう事業を推進していただきたい。

また、安全な生活環境を確保するためには、各事業の必要性について市民・事業者が理解し、市 民・事業者の能動的な事業への協力を促すことも重要である。事業を実施する際には、市民・事業 者に事業の必要性について丁寧に説明するとともに、時機を見て事業の普及啓発に努めていただき たい。

(2) 自然環境を保全・再生します(自然環境分野)

本市は、相模湾に面した海岸線、相模川と金目川の下流域に発達した平野、市域西部の丘陵地など、多様性に富んだ豊かな自然に恵まれており、このような自然環境を生かし、農業、漁業もバランスよく発達している。この豊かな自然環境や農水産資源を永続的に保全・再生するために、市内の農水産団体や市民団体と協働し、市民が豊かな自然環境を身近に感じ、保全・再生の必要性を感じられる事業をより推進していただきたい。

また、豊かな自然環境を保全・再生するためには、本市の自然環境の状況を的確に把握し、それに応じた行動計画を策定する必要がある。市内の各種関係団体や学識経験者と協議を行い、生物多様性の保全計画の策定等を進めていただきたい。なお、豊かな自然環境の保全・再生を図るとともに、市民の安全な生活環境も併せて確保する必要もあることから、生物多様性の保全策を検討する際には、市民の安全な生活環境の確保についても留意していただきたい。

(3) 快適な都市環境を保全・創造します(都市環境分野)

本市では、身近な緑や美観を確保するために、市民活動団体や事業者などにより公園や道路沿いの美化や緑化等が図られおり、多くの市民に美化意識の向上とうるおいとやすらぎをもたらしている。今後も市民活動団体や事業者が継続して事業できるよう有効な支援を行い、市民活動団体等が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。また、民有地等への緑化の推進は、まちにうるおいをもたらすだけではなく、ヒートアイランド対策の有効な手法の一つであることから、市民への啓発に努めていただきたい。

「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」の一部改正が平成30年6月に施行され、動物のふんの放置及び投棄の禁止がふん尿及び吐しゃ物まで拡大され、ごみステーションからの持ち去り禁止の対象が一般廃棄物までに拡大される等、今後更に市民へのマナー意識の啓発が求められている。 条例のさらなる普及啓発やペットの飼い主のマナー教室等を継続的に実施することで、さわやかで清潔なまちづくりへの市民の理解を広め、マナー意識向上に努めていただきたい。

快適で地球環境にやさしい都市環境を実現するためには、都市のインフラ整備は必要不可欠である。自転車通行帯等の自転車を利用しやすい環境の整備や新しい公共交通システムの検討を引き続き推進していただきたい。また、ツインシティ大神地区土地区画整理事業は、環境共生都市を目指したまちづくりに向けて検討が進められているところであるが、他の地区のモデルとなる取組を進め、その取組を市内全域に広めることに努めていただきたい。

(4) 地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)

地球環境問題や地球温暖化はひっ迫した問題であり、地球温暖化の主因とされる二酸化炭素の排出量を減らす取組や環境配慮行動を呼び掛ける取組は、市民・事業者・行政が協力し、市内全域で取り組む必要がある。市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策や環境配慮行動に取り組めるよう、「COOL CHOICEひらつか」や「ひらつかコツコツプラン」等の啓発事業が市内全域に広がる様に努めていただきたい。また、啓発事業を進める際には、市民活動団体や事業者の意見を参考にし、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用する等、より多くの市民・事業者が地球温暖化対策や環境配慮行動に積極的に取り組める事業を展開していただきたい。エネルギー施策を取り巻く環境は日々変化しており、本市の特性を踏まえ、環境の変化に即応したエネルギー施策の実施が求められている。再生可能ネエルギーの導入やエネルギーの地産地消等

(5) 市民・事業者等による環境保全活動を促進します(環境保全活動等)

の施策を検討し、地球温暖化防止に向けてより有効な事業を推進していただきたい。

環境や地球温暖化の問題に取り組むためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の育成が不可欠である。地域において環境ファンクラブ等の市民活動団体や事業者の環境保全活動の輪を広げ環境に関するネットワークの拡大を図るとともに、そのネットワークを活かした体験的な事業を市民に提供することで、一人でも多くの「環境市民」を育成していただきたい。

また、「環境市民」を育成するためには、子どもの時から環境保全の重要性について学ぶ機会を持つことも重要である。本市の幼稚園・こども園・小中学校では、わかば環境 I SOの取組を中心に各学校独自の環境教育が継続的に実施されており、事業者や市民活動団体等の協力により環境について子ども達が学ぶ機会が提供されている。今後も、この様な取組を充実させ、広げることにより、将来を担う子どもたちが環境について自ら考え、率先して行動できるような事業を継続的に展開していただきたい。

3 まとめ

当審議会の点検結果については、市民や組織内における点検結果とともに今後の各施策に反映され、その実効性が高められることを期待する。

また、平成29年度は、平塚市環境基本計画前期事業計画(平成29年度~平成33年度)の1年目であるが、PDCAサイクルで計画を進行管理し、地域の特性や実状、社会情勢等を考慮し、実効性、機動性、柔軟性をもって事業の展開を図っていただきたい。